

委託事業主の皆様へ 労保連労働災害保険 に加入しましょう！

手続きが
簡単

労働保険事務組合に委託している事業場のみ加入できる保険です。
(一社)全国労働保険事務組合連合会が運営する、厚生労働大臣の認可を受けた保険で、
「政府労災保険」の上乗せ補償をします。

補 償 内 容

休業 保険金 (A型のみ)

休業3か年間（待期間の3日間を除く。）まで全期間にわたって給付基礎日額の20%を支払います。

障害 保険金

労災保険で支給決定された第1級～第14級までの障害等級に応じ、保険の型別に定められた日数に給付基礎日額を乗じて得た額が支払われます。

死亡 保険金

遺族の方に対して、給付基礎日額を基に型別に定めた日数（3口の場合最高3,000日分）が支払われます。

死亡 弔慰金

死亡保険金が支払われた場合、死亡保険金とは別に一律30万円が支払われます。
(2口3口加入の場合も30万円)

脳・心臓疾患及び精神障害も補償されます！ (選択式)

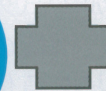
労災事故



休業した場合

国の補償

休業(補償)給付60%
特別支給金20%



労保連
労働災害保険
休業保険金 20%

合計 100%

例えば、この事業所では...

事業の種類	9101(清掃)
従業員数	10名
年間賃金総額	¥36,500,000



年間保険料	Ⅱ型A(1口)	¥105,300
	Ⅱ型A・Ⅱ型B(2口)	¥171,470
	Ⅱ型A・Ⅱ型B・Ⅱ型B(3口)	¥237,640
※脳・心臓疾患及び精神障害の補償あり		

被災者の給付基礎日額が10,000円の場合

休業保険金	
1か月(30日)休んだ場合	¥54,000
(30日ー待期間3日)	

死亡保険金	Ⅱ型A(1口)	¥8,000,000
	Ⅱ型A・Ⅱ型B(2口)	¥16,000,000
	Ⅱ型A・Ⅱ型B・Ⅱ型B(3口)	¥24,000,000

労保連労働災害保険を取扱ってみませんか？

全国労保連は、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することを目的とした団体で、労働保険事務組合約8,000を会員とし、47都道府県に支部を置く全国組織です。